

福祉サービス利用援助事業「かけはし」はあなたのあんしん・いきいき生活を応援します。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。福祉サービスの利用に伴う日常的な金銭管理に、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たけれど、どう対応していいかわからない。

毎日の暮らしの中にはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。福祉サービス利用援助事業「かけはし」は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたがいきいきと安心して暮らせるようサポートします。

ホームヘルパーさん
に来てほしい

利用のための手続きを
お手伝いします。

お金の支払いで
いつも迷ってしまう

生活支援員がお手伝い
にうかがいます。



通帳などの大事な
書類の管理が心配

安全な場所
に
お預かりします。

福祉サービス利用 援助事業「かけはし」

福祉サービス利用援助事業「かけはし」は、社会福祉協議会が実施しています。

相談からサービスの提供にいたるまで、県内の社会福祉協議会で働く「専門員」「生活支援員」が支援します。

社会福祉協議会とは地域住民や福祉・保健の関係者、行政機関など公私の社会福祉関係者によって構成され、広島県内すべての市区町に設置されています。全国の市区町村にネットワークを持ち、地域福祉を推進する公共性の高い団体です。

Q1 どんな人が利用できるの？

答え 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人で、日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などが利用できます。

例えば、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている人に限られるものではありません。

ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をするときに、自分ひとりで判断するには不安がある、預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払い方がわからないといったことでお困りの人はぜひご相談ください。

※施設や病院に入所、入院した場合でも利用できます。

Q2 どんなサービスがあるの？

答え 福祉サービスの利用申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳のお預かりなどのお手伝いをします。

主なサービスの内容

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の代行、代理
- 入所・入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- 成年後見制度に関する相談や利用支援



毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 日用品購入の代金支払い手続き
- 預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き



大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

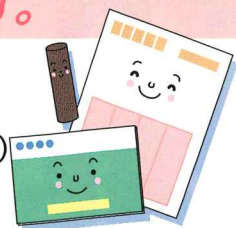
- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

※保管できるもの（書類等）

年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）

実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類等（カードを含む）

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。



安心してご利用いただくために

このサービスの実施にあたっては、ご利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査するための「契約締結審査部会」、サービス提供の適正さを監督するための「運営適正化委員会（運営監視合議体）」を設置しています。これらの会は、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成し、ご利用者からの苦情を受付けるなど、適正な事業運営の確保に努めています。

Q3 どうやったらサービスが利用できるの？

答え まず、あなたのお住まいの社会福祉協議会へご連絡ください。

相談の受け付け

社会福祉協議会に連絡してください

社会福祉協議会は県内すべての市区町に設置されています。ご本人以外でも、ご家族など身近な人、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じてのお問合わせにもお応えします。

相談・説明

担当者がうかがいます

専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。お気軽に相談してください。

契約書・支援計画の作成

お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります

お困りのことやご希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

契約

利用契約を結びます

契約内容に間違いがなければ、ご利用者と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

サービスの開始

サービスが開始されます

支援計画にそって、担当職員（生活支援員）がサービスを提供します。

※専門員の役割

困りごとや悩みについてご相談を受けます。ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合やご心配な点があればいつでも相談にうかがいます。

※生活支援員の役割

契約内容にそって定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続や預金の出し入れをサポートします。

Q4 サービスの利用に費用はかかるの？

答え 相談は無料、サービスの利用は有料です。

相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。福祉サービス利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は次の料金がかかります。



福祉サービス等の利用手続きや、日常的な金銭管理等のお手伝い	1,500円/1回
通帳や印鑑、証書等のお預りサービス	2,000円/月

※生活保護世帯については、預かりサービス利用料のみの負担になります。（広島市を除く）

※このほか、サービス提供のために生じる実費（交通費等）については、利用者負担になります。

相談・問合せ先 お気軽にご相談ください。（相談の秘密はお守りします）		広島市社会福祉協議会 ☎：082 (264) 6406
呉市社会福祉協議会 ☎：0823 (25) 0266	竹原市社会福祉協議会 ☎：0846 (22) 5131	
三原市社会福祉協議会 ☎：0848 (63) 0570	尾道市社会福祉協議会 ☎：0848 (22) 2113	
福山市社会福祉協議会 ☎：084 (928) 1353	府中市社会福祉協議会 ☎：0847 (47) 1294	
三次市社会福祉協議会 ☎：0824 (63) 8975	庄原市社会福祉協議会 ☎：0824 (75) 0345	
大竹市社会福祉協議会 ☎：0827 (52) 2211	東広島市社会福祉協議会 ☎：082 (430) 8867	
廿日市市社会福祉協議会 ☎：0829 (20) 0294	安芸高田市社会福祉協議会 ☎：0826 (47) 1131	
江田島市社会福祉協議会 ☎：0823 (40) 2501	府中町社会福祉協議会 ☎：082 (285) 7278	
海田町社会福祉協議会 ☎：082 (820) 0294	熊野町社会福祉協議会 ☎：082 (855) 2855	
坂町社会福祉協議会 ☎：082 (885) 2611	安芸太田町社会福祉協議会 ☎：0826 (32) 2226	
北広島町社会福祉協議会 ☎：0826 (82) 2680	大崎上島町社会福祉協議会 ☎：0846 (62) 1718	
世羅町社会福祉協議会 ☎：0847 (22) 3162	神石高原町社会福祉協議会 ☎：0847 (85) 2330	

広島県社会福祉協議会 あんしんサポートセンターかけはし

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 ☎：082 (254) 2300 FAX：082 (252) 2133

いきいきと、あんしんして暮らしたい。

福祉サービス利用援助事業「かけはし」は、あなたの生活をサポートする事業です。

1

ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い 吉田花子さん（78歳）※仮名

吉田さんは現在、ひとり暮らし。最近「通帳の置き場所が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、どうやって手続きをしたらよいかわかりませんでした。そんな不安を思いきって民生委員に相談したことが、「かけはし」を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が吉田さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。吉田さんの担当になった生活支援員は、同じ市に住む山田さん。地域で配食サービスのボランティア活動もしています。サービスの内容は福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回生活支援員が訪れ、貯金から生活費をおろし、吉田さん宛の郵便物の中で支払いの必要なものがあれば、いっしょに確認して手続きのお手伝いをします。さらに要介護認定の申請やケアプラン作成の依頼などでも、生活支援員が立ち会い、吉田さんが安心して手続きができるよう見守るなど、吉田さんの暮らしをしっかりとサポートしています。



2

日常的な金銭管理のお手伝い 古川一郎さん（35歳）※仮名

古川さんはひとり暮らしをしながら地域の福祉作業所に通っています。また、身の回りのことはある程度自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手です。古川さんの通う作業所の職員が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、「かけはし」のサービスを利用することになりました。

生活支援員の太田さんは学校の先生をしていた人です。古川さんは、毎週1回太田さんに来てもらい、その週に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金をおろしてきます。生活支援員の太田さんにすすめられて、最近買物をしたときのレシートをノートに貼るようにしました。「おかげで、お金を使いすぎることもなくなり、お金がどれくらいあるか心配なときは、太田さんに聞けばわかるのであんしんです」と古川さんは話しています。



3

契約、買物などのお手伝い 鈴木弘美さん（40歳）※仮名

鈴木さんは、現在アパートで夫と暮らしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。夫にも病気と障害がありますが、パート勤務を続けています。鈴木さんは以前から契約などで判断に迷ったり、お金を使いすぎたり、家族や友だちとの人間関係の悩みを周りに相談することができず、とても心配になってしまっていたことがありました。

「かけはし」でのサービス内容は、月に1回生活支援員が鈴木さん宅を訪問。その月に必要なお金について相談し、いっしょに銀行に行ってお金をおろしてきます。電化製品などの買い物をするときや定期預金の解約などについても、心配なときは相談します。

生活支援員の大塚さんは、社会福祉協議会で精神保健ボランティア講座に参加するだけでなく、自らもボランティアグループで活動している行動派です。そんな大塚さんとのおしゃべりも楽しみだと、鈴木さんは語っています。

